

平成 25 年 7 月 1 日 (月曜)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (理事長 菅野和夫)
企業と雇用部門 副主任研究員 周 燕飛
(直通電話) 03-5991-5173 (URL) <http://www.jil.go.jp/>

子育てと仕事の狭間にいる女性たち

JILPT子育て世帯全国調査2011の再分析

労働政策研究・研修機構は平成 23 年に行った「第 1 回子育て世帯全国調査」のデータを詳細に分析し、育児期女性の職場進出スピードがなぜ鈍化してきたのか、母親の就業は子どもにどのような影響を与えるのか、シングルマザーの就業にどのような困難が伴うか等について、育児期女性の職場進出における最新事情を労働政策研究報告書 No.159 としてまとめました。このほど、その研究結果を公表します。

研究結果のポイント

< 約 1 割の母親は仕事と家庭生活とのバランスを取りにくい状況にある >

家族等の支えがなければ仕事と育児の両立が難しいとされる週 49 時間以上働く長時間労働者は、母親全体の 5.0%に過ぎない。ただし、通勤時間も含めると、1 割弱の母親は仕事に費やす時間が 49 時間を超えており、ワーク・ライフ・バランスを取りにくい状況にいる。(5 頁、図 1-1)

< 公的支援制度の欠如が日本女性の職場進出の遅れを招いた元凶とはいえない >

中国や米国と比べると、日本女性の職場進出はあまり進んでいない。しかし一方では、産前産後休業制度、育児休業制度、子どもの看護休暇、保育所等公的支援制度について米中と比較すると、日本のほうが制度はむしろ充実している。根強い性別役割分業の意識と男女職業分離、男性正社員を基軸とする雇用慣行は、女性の職場進出を難しくしている。(7 頁、表 2-1)

< 保育待機児童の多い都市部では貧困なのに専業主婦になるリスクが高くなる >

専業主婦世帯の貧困率は 12.4%で、専業主婦は裕福の象徴ではなくなっている。貧困専業主婦の多くは、低学歴、専門資格の欠如等に起因する市場賃金の低さ、妻の家庭での時間的価値の相対的高さによるものである。しかし、居住地の保育所不足も少なからず影響している。保育所不足が深刻ではない市区町村に住んでいる者より、保育所不足が比較的深刻な市区町村に住むの方が、就業確率が 2 割ほど低くなっている。(10 頁、図 3-1)

< 有業母親の子どもが不登校になる確率は低い >

無職母親に比べ、有業母親の子どもが不登校になる確率は低い。具体的には、無職の母親に比べ、正社員の母親の子どもが不登校になる確率は 6.3%ポイント～57.6%ポイント低い。非正社員の母親の子どもでも不登校になる確率は 4.2%ポイント～46.1%ポイント低い。(11 頁、表 4-1)

< 働く母親は増えても児童虐待は増えない >

米国では母親の就業率の高い州ほど、児童虐待の報告が多いとの研究結果がある。しかし、日本の都道府県別データを用いた本稿の推定では、児童虐待相談率の変化が、母親の就業率と連動していない。また、世帯別データを用いた分析では、現在「正社員」の母親は、児童虐待を行ったことがある割合がむしろ低い。母子世帯では、「無業」母親は育児放棄の発生率が 5.4%で最も高く、「非正社員」母親は「身体的暴力」の発生率が 11.0%で最も高い。(13 頁、表 5-1)

< 若年母親の貧困率が高く、その子どもは学業不振等に陥るリスクが高い >

10 代で出産した若年母親の貧困率は 47.6%で、非若年母親より 20%ポイントも高い。若年母親の子どもが学業不振、不健康、不登校に陥るリスクは、非若年母親に比べて顕著に高い。若年母親は、低学歴、無配偶になりやすく、それは現在の低所得に繋がり、この三つの要素（低学歴、無配偶、低所得）は子どもにハンディをもたらす要因となる。(16 頁、表 6-2)

< 養育費の完全徴収は、母子世帯の貧困率を 14.5%低下させる >

米国ウィスコンシン州の養育費徴収ガイドラインのもとで、仮に離別母子世帯の養育費受給率が 100%になった場合に、母子世帯全体での貧困率が 14.5%ポイント低下する見込みである。ただし、母親が低学歴であったり若年層である場合は別れた父親の収入も低いため、貧困削減効果が小さく、公的支援の継続は必要不可欠である。(18 頁、表 7-2)

< シングルマザーのディストレス水準が高いが、父親不在と就業の影響は限定的 >

母親のディストレス（抑うつ状態）と強い結びつきがあるのは、家計の困窮度、(元)配偶者から暴力を受けた経験、子どもの健康状態という項目である。母子世帯という環境下での生活は、脆弱な均衡の上で成り立っており、何かの悪条件が重なったときに母親のディストレスが高まりやすいと考えられる。(20 頁、表 8-2)

< 三世代同居の場合、母子世帯の親子間の触れ合いがむしろ減少 >

親と同居すると、母子世帯の親子間の触れ合いが増えるどころか、逆に減少していることが分かった。同条件の非同居母子世帯と比較して、三世代同居のシングルマザーは、子どもと過ごす時間が 0.70 時間短く、夕食をとる回数も 0.61 回少ない。(22 頁、表 9-2)

研究の趣旨・目的

子どもを育てている女性の職場進出が、高度成長期から 1980 年代にかけて大きく伸びたものの、1990 年代以降はその伸び率が鈍化するようになった。労働政策研究報告書 No.159 は、未だに「停滞期」を脱していない育児期女性の「いま」に注目し、彼女たちの仕事と育児をめぐる現状や問題点を総合的に検証したものである。

研究の概要

報告書の第 1 部(第 1 章～第 3 章)では、子育てと仕事の狭間に置かれている日本女性の現状を明らかにしている。まず第 1 章は、最新のアンケート調査の個票データを用いて、異なる家庭環境(ふたり親世帯 vs. 母子世帯)にいる女性について、その職場進出の最新事情をまとめている。続いて第 2 章では、日米中の 3 カ国比較を行い、日本女性の職場進出が中国や米国よりも出遅れている現状とその理由について、文献サーベイを中心に論じている。そして第 3 章では、貧困でありながらも専業主婦でいる育児期女性が推定で 55 万人に上ることに注目し、彼女たちの職場進出を阻む要因について分析している。

報告書の第 2 部(第 4 章～6 章)では、育児期女性の職場進出は、その子どもたちにとってどのような影響を与えているのかについて検討が行われている。まず第 4 章は、母親の現在の就業状況や過去の就業履歴等が子どもの健康状態、学業成績および不登校の有無に与える影響を検証している。第 5 章は、育児放棄、行き過ぎた体罰等児童虐待のリスクにおいて、母親の就業状況がどのように関わっているかを分析している。さらに第 6 章は、10 代で子どもを出産した母親の調査サンプルを追って、若年母親に育てられている子どもたちの outcomes(経済状況、健康状況、学業成績および不登校の有無等)を明らかにしたものである。

報告書の第 3 部(第 7 章～第 9 章)は、経済面、精神面、身体面のいずれにおいても不利な状況に置かれているシングルマザーに焦点を当てた分析である。第 7 章では彼女たちが直面している経済的困難とその原因および改善策を論じている。つづく第 8 章では彼女たちが抱える精神面の不安(ディストレス)に家庭環境や母親の就業有無がどのように関わっているのかについて検討している。さらに、第 9 章では、母子世帯の(母)親子間の触れ合いが比較的少ないことに注目して、三世代同居が母子世帯の親子間の触れ合いを増やす効果があるかどうかを実証している。

データ

本報告の各章(除くサーベイ論文である第 2 章)は、2011 年 10 月～12 月に JILPT が行った「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」(「第 1 回子育て世帯全国調査」と略称)の個票データを用いた二次分析である。

なお、「第1回子育て世帯全国調査」は、18歳未満の子どもを育てているふたり親世帯およびひとり親世帯（各2,000サンプル）を対象に、住民基本台帳に基づくサンプリングと訪問留置回収法によって行われた全国調査であり、有効回収率は55.5%である（調査の詳細は、JILPT調査シリーズ No.95 を参照）。

IV 執筆者一覧（執筆順）

しゅう えんぴ 周 燕飛	JILPT 副主任研究員	序章、第1,2,3,5章 付属資料
ま きんきん 馬 欣欣	京都大学薬学研究科助教	第4章
あべ あや 阿部 彩	国立社会保障・人口問題研究所部長	第6章
おおいし あきこ 大石 亜希子	千葉大学法経学部教授	第7章
さかくち なおふみ 坂口 尚文	公益財団法人家計経済研究所次席研究員	第8章
James Raymo	ウイスコンシン大学 マディソン校社会学部教授	第9章

なお、第9章の和訳は、JILPT 臨時研究協力員の^{ないとうともえ}内藤朋枝が行った。

V 主な分析結果

1 育児期女性のワーク・ライフ・コンフリクト（第1章 周論文）

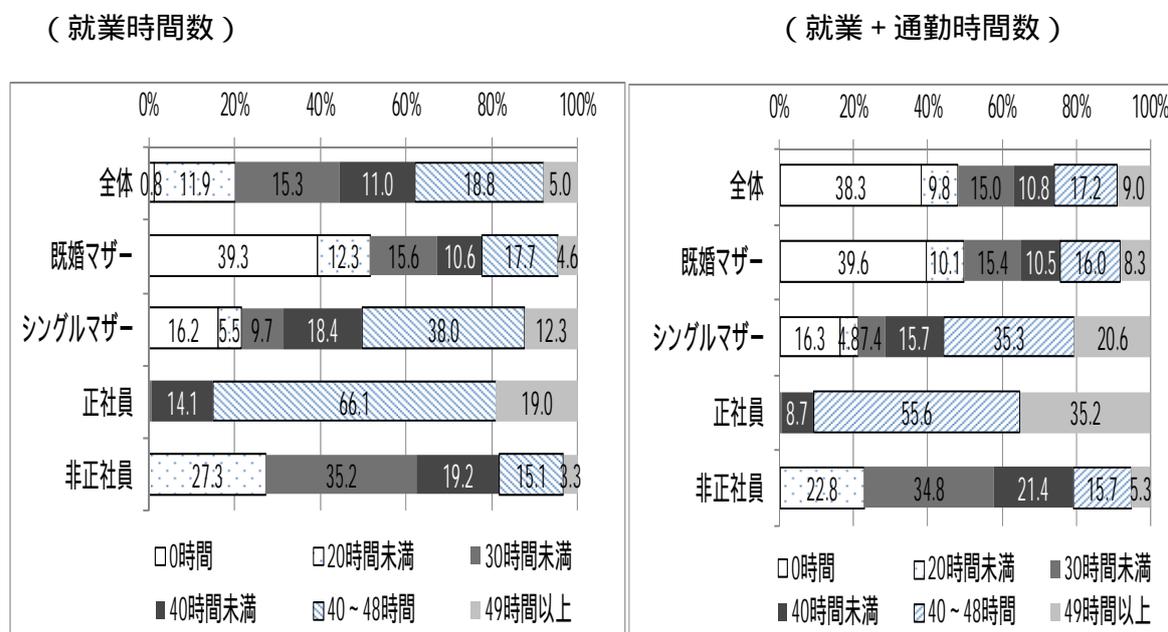
(1) 仕事と育児の両立が厳しい状況にいる母親はどのくらいいるのか。

家族等の支えがなければ仕事と育児の両立が難しいとされる週49時間以上働く長時間労働者は、母親全体の5.0%に過ぎない。ただし、通勤時間も含めると、1割弱(9.0%)の母親は仕事に費やす時間が49時間を超えており、仕事と家庭生活とのバランスを取りにくい状況にいる可能性がある。

既婚マザーと比較すると、総じてシングルマザーの方が労働時間が長い傾向にある。長時間労働者の割合も、既婚マザーは4.6%であるのに対して、シングルマザーは12.3%となっている。「就労+通勤時間」が週49時間以上のシングルマザーは、全体の2割(20.6%)に達しており、仕事と育児との両立が厳しい状況にいるシングルマザーが多数いることが分かる。

約1割の母親は仕事と家庭生活とのバランスを取りにくい状況にいる
両立が厳しい状況にいるシングルマザーは全体の2割に達している

図1-1 就業時間と通勤時間数の分布



注：(1) 既婚マザー-1,337人、シングルマザー-689人を対象とした集計結果である。
(2) 世帯類型別の加重平均値である。

(2) 三世同居、夫の家事・育児参加は、母親の WLC を軽減できるのか。

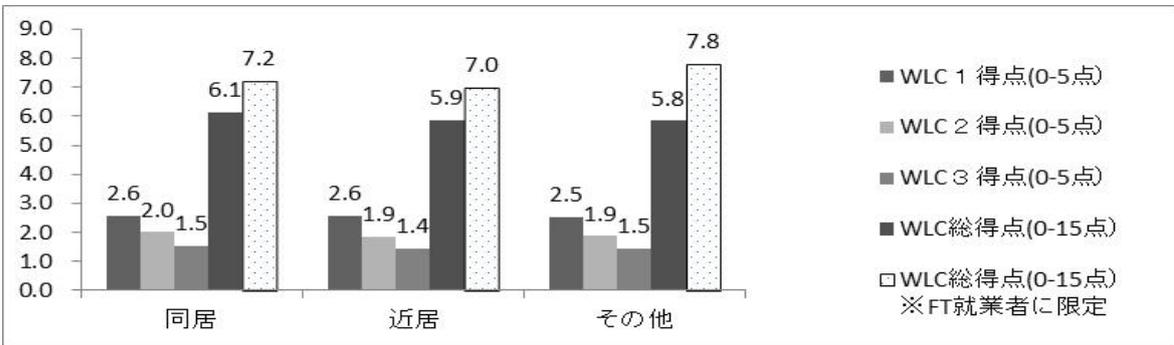
図 1-2 と図 1-3 は、最も起きやすい 3 種類のワーク・ライフ・コンフリクト (WLC) を点数化して、三世同居の有無と夫の家事・育児参加の程度別に母親の WLC 度合いを比較したものである。

「同居」の場合、母親の WLC 総得点は 6.1 点で、「近居」と「その他」のグループとの間に、差がほとんど見られなかった。ただし、週 40 時間以上のフルタイム (FT) 就業者に限定してみると、「同居」と「近居」グループの WLC 総得点がやや低くなっている(図 1-2)。

有業女性全体でみた場合、夫が家事・育児に協力的なグループの方がむしろ WLC 総得点が高くなっている。しかし、フルタイム就業者に限定してみると、夫が家事育児の 4 割程度を分担しているフルタイム就業者 (6.9 点) グループでは、母親の WLC 総得点は、夫が全く分担しないグループより 0.7 ポイント低い(図 1-3)。

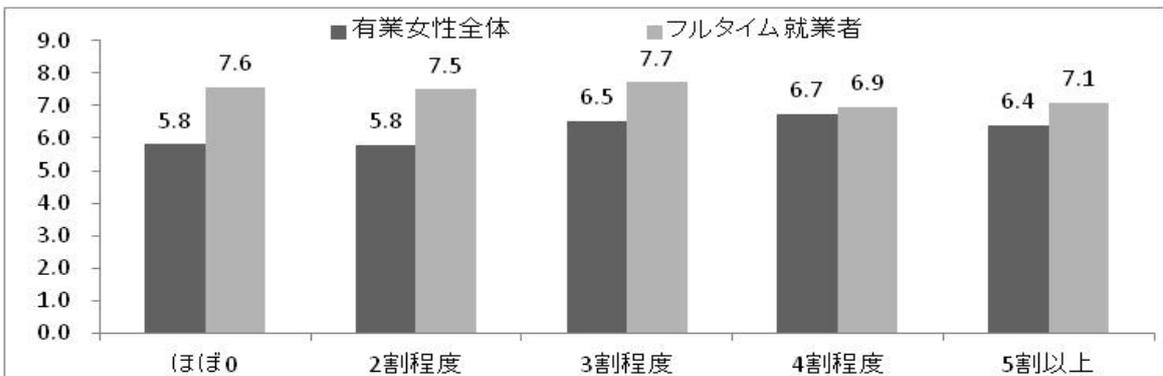
三世同居の場合、フルタイム就業者の WLC 度合いが低い
夫の家事・育児分担が、一定程度フルタイム就業妻の WLC を軽減している

図 1-2 祖父母との同居有無でみた WLC 得点



注：(1) 有業母親 1,403 人(うち既婚マザー824 人、シングルマザー579 人)を対象とした集計結果である。
(2) 世帯類型別の加重平均値である。

図 1-3 夫の家事・育児の分担割合でみる母親の WLC 総得点



注：既婚有業マザー807 人を対象とした集計結果である。

2 日本女性の職場進出が遅れる理由：日米中比較（第2章 周論文）

(1) 公的支援制度の欠如が原因なのか。

まず、「産前産後休業制度」について、産休の法定日数は、日本は14週間、中国と米国は12週間であり、日本の方が2週間ほど長い。

次に、産休終了してからの一定期間に、仕事を休む権利を保障する「育児休業制度」がある。日本では、勤続年数1年以上の労働者に対して、子どもが満1歳になるまでの期間中に、給与補償率50%付きの休業する権利が認められている。一方の中国は、育休制度がなく、特別な事情があった場合に限り、最大6.5カ月の休業が取れる制度があるのみである。米国も育休制度がなく、出産した女性労働者は子どもが満1歳になるまでFMLAの規定範囲内の無給休暇を取得するのみである。

また、日本には未就学児を持つ全女性労働者に、原則として年5日の「子の看護休暇」を与える制度もあるものの、中国と米国にはこうした制度がない。

そのほか、日本では保育所に対し、社会福祉の一環として国と自治体が多額な税を投入しており、全国各地で「低料金」かつ「画一的」良質の認可保育所が設置されている。一方の中国と米国では、保育所の利用料が原則として全額自己負担となっており、日本よりも一般利用者の負担が大きく、保育サービスの質もばらつきが大きい。

公的支援制度の充実度は、日本がもっとも高い

公的支援制度の欠如が日本女性の職場進出の遅れを招いた元凶とはいえない

表 2-1 育児期女性の職場進出を支える公的支援制度の比較

	日本	中国	米国
充実度	高	中	低
産前産後休業制度	(1)産前6週間産後8週間、給与の2/3通常支給、(2)勤務1年以上の雇用保険加入者に適用	(1)産前15日産後75日、合計90日間（難産や多胎児105日間）、給与の80%支給、(2)生育保険に加入している全女性雇用者に適用	連邦法「Family and Medical Leave Act」により出産者が12週間の休暇を取得可能。原則無給
育児休業制度	原則として1年間、給与の50%支給、雇用保険の加入者が対象	「授乳（哺乳）休暇制度」あり。産休終了後に必要があれば、本人が申請して認可されれば最大6.5カ月の授乳休暇が得られる、給与の80%支給	FMLAの規定範囲内
子の看護休暇制度	就学前の子供を持つ労働者に年5日/人の看護休暇を与える	「ミルクタイム制度」あり（子どもが満1歳までの期間は、1日30分程度×2回の授乳時間が保証される）	類似の制度がない
保育所	(1)全国各地に認可保育所が設置され、0歳から預かり可能、(2)応益負担（月額0円～6万円程度）	(1)低負担の国営企業の保育所（減少の一途）、高負担の民間保育所、または中負担の住込みベビーシッターの利用が一般的、(2)いずれも応益負担	(1)完全に市場化され、民間の保育施設が主流で、質の良いものは利用料が高い。(2)応益負担

(2) 本当の理由はどこにあるのか。

日本は、戦後において女性の職場進出は進んでいたものの、現在も4割の日本人が女性の職場進出に否定的な態度を取っている。一方の中国では職場進出は労働年齢女性における当然の姿として社会が受け止めている。米国も、女性の職場進出に対して肯定的な考えを持つ者が全体の8割を占めている。

日本での「性別役割分業」の根深さが、男女が従事する職業の高度分離からも反映されている。表2-1をみると、日本の性別職業分離度が中国をはるかに凌ぎ、米国と比べても高い水準である。日本女性の仕事は「保健・医療サービス職業」をはじめ、「接客・給仕職業」、「商品販売」、「一般事務」等専門性の低い職種に集中している。

こうした根深い「性別役割分業」式の文化的・社会的慣行とセットとなっているのは、日本的雇用慣行であると、川口(2008)が指摘する。企業は終身雇用と年功賃金を提供する見返りに、男性労働者は、企業に対し、長時間労働等企業の都合に応じた柔軟な働き方を提供する。それによって、企業は限られた数の正社員を有効に活用し、採用と解雇を最小限に抑えることができる。一方、男性のこうした働き方を可能にしているのは、女性が家事と育児を一手に引き受ける「性別役割分業」である。日本では「家庭内における性別分業」と「企業における女性差別的雇用制度」が一つの均衡状態となっている。

日本では性別役割分業の意識と男女職業分離度がとくに高い
「家庭内の性別分業」と「女性差別的雇用制度」がセットとなっている

表 2-2 性別職業分離における日米中比較

	日本	中国	米国
職業分離指数	44.1	22.0	39.5
男性的職業の女性比率(%)			
(A)建設・土木作業	1.9	12.3	2.6
(B)機械整備・修理	2.4	10.9	4.0
(C)車・機械運転	2.6	7.0	13.9
(D)保安・消防職業	5.8	10.0	24.1
女性的職業の女性比率(%)			
(E)保健・医療サービス職業	93.8	60.6	87.1
(F)接客・給仕職業	68.4	55.8	77.3
(G)商品販売	62.6	53.5	49.8
(H)一般事務	58.9	41.4	72.8
専門的職業の女性比率(%)			
(I)管理的職業	14.4	25.1	39.1
(J)経済・金融・経営専門職業	12.1	65.3	54.9
(K)研究者・技術者	9.0	38.5	25.9
(L)法務従事者	15.3	33.5	50.8

資料出所：総務省統計局「国勢調査2010」、中国国家统计局「第6次人口普查資料2010」、米国統計局「2011 American Community Survey 1-Year Estimates」により筆者が作成。

3 専業主婦世帯の収入二極化と貧困問題（第3章 周論文）

(1) 専業主婦は裕福の象徴なのか。

主婦の労働力化が進む中、何らかの事情によって、夫の収入が低くても、働きに出られない貧困専業主婦の存在が近年目立ってきた。専業主婦世帯の年収分布をみると、年収800万円以上の高所得層が全体の2割程度を占めている一方、年収300万円未満の低所得層も1割弱ほど存在している（図3-1A）。

税込所得ベース（世帯員数が調整されている等価所得）では、専業主婦世帯の12.4%が貧困ライン以下の収入しか得ていない（図3-1B）。貧困専業主婦世帯の総数は、2011年現在で55.6万世帯（筆者の推定）に達している。

専業主婦世帯の1割弱は年収300万円未満の低所得層
 貧困専業主婦世帯の総数は、推定55.6万世帯に達する

図3-1A 専業主婦世帯(N=421)の税込年収の分布(%)

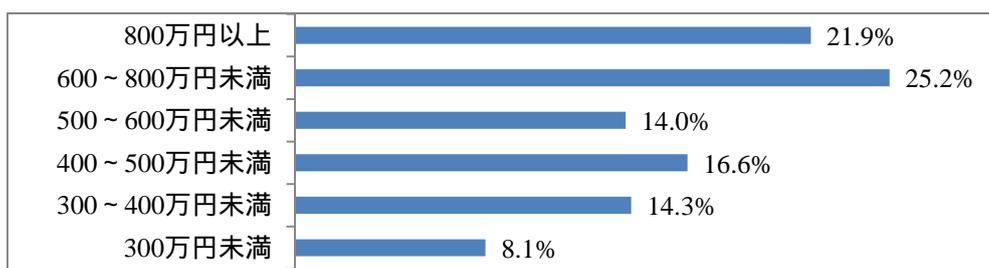
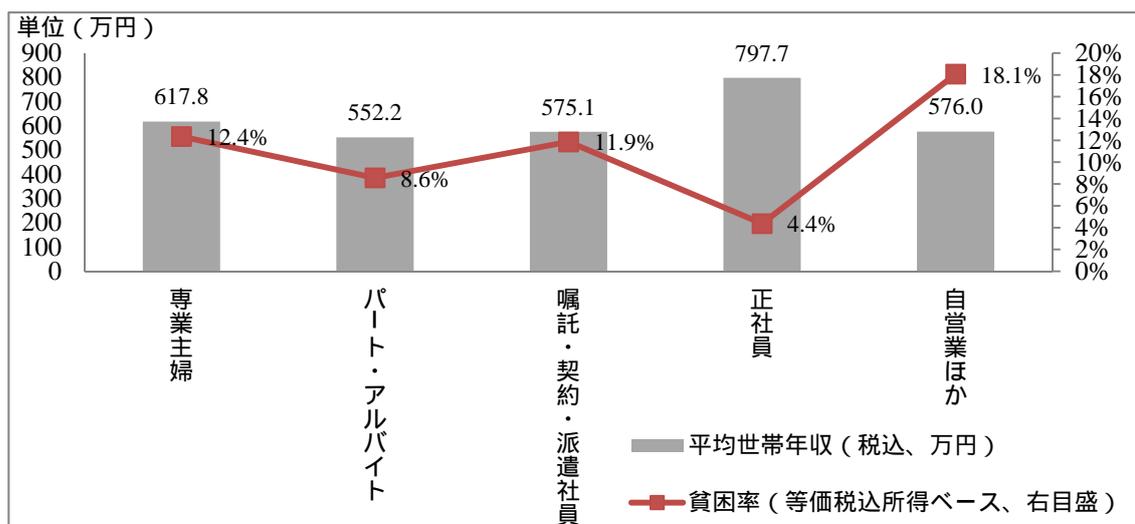


図3-1B 妻の就業形態別平均世帯年収と貧困率



(2) 貧困専業主婦の就業を阻害する要因とは何か。

貧困なのに専業主婦でいる人の多くは、(A)本人の低学歴、社会経験の乏しさ、正社員経験および専門資格の欠如に起因する市場賃金の低さ、(B)ならびに子どもが幼いため、本人の家庭での時間的価値が比較的高いことによるものである。また、(C)社会環境的要素として、認可保育所不足も一因だと考えられる。待機児童を多く抱える都市部では、貧困なのに専業主婦となるリスクが高くなっている。具体的に以下のことが分かった。

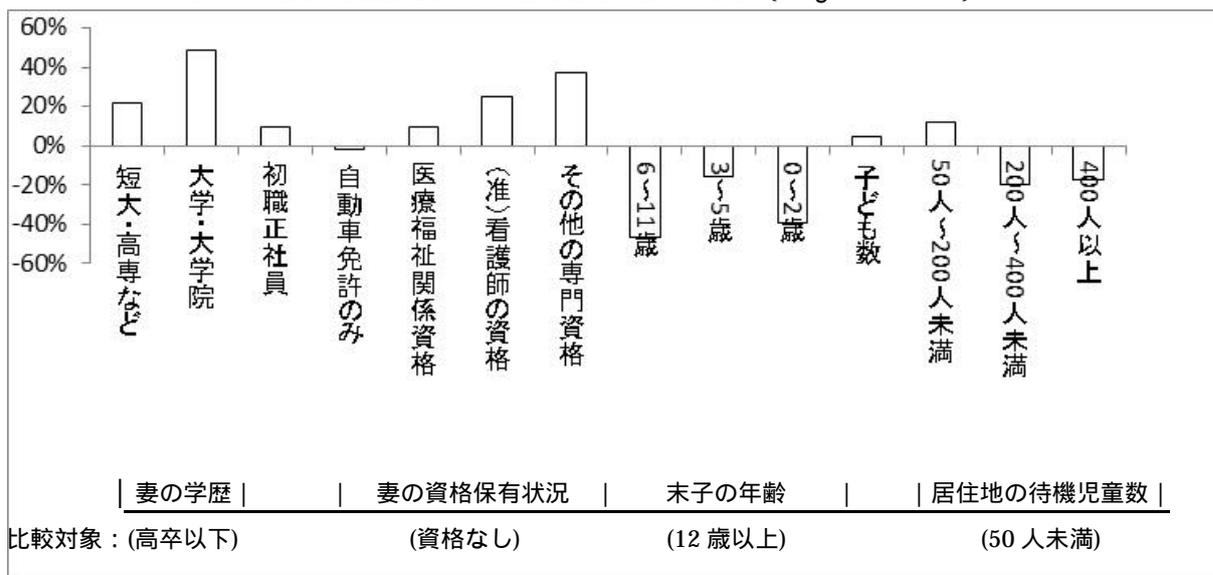
(A)市場賃金を決める諸要因は妻の就業確率に顕著な影響を与えていることが分かった。貧困専業主婦の多くは、低学歴、社会経験の乏しさ、専門資格の欠如等の理由で、比較的低い市場賃金に直面している。

(B)末子の年齢が3歳未満の場合、妻の就業確率が39.5%ポイント低下し、末子の年齢が6～11歳の場合、妻の就業確率が46.7%ポイント低下する。

(C)居住地における保育所不足も妻の就業確率に非常に重要な影響を与えている。保育所不足が深刻ではない(待機児童数50人未満)市区町村に住んでいる者より、保育所不足が比較的深刻な市区町村に住むの方が、就業確率が2割ほど低くなっている。

市場賃金の低さや家庭での時間的価値が高いことに起因する部分が大きい
居住地の保育所不足も貧困専業主婦になる要因の一つである

図 3-1 妻の就業を決める諸要因の限界効果 (Logit モデル)



注：(1)夫の年収が貧困ライン以下のふたり親世帯が推定対象である(N=184)。

(2)一部の説明変数に関する推定結果が省略され、表示されている説明変数が全て統計的に有意である。

4 母親の就業と子どもの outcomes (第4章 馬論文)

(1) 母親が就業すると、子どもの不登校行動が増えるのか。

欧米では母親の出産後の早期就業は、子どもの発達にマイナスな影響を与えるとの研究結果がある。日本でも母親が就業することで子どもの面倒をみる時間が減り、子どもに問題行動が増えることがしばしば懸念される。ちなみに、Ingui ほか(2012)が米国のデータを用いた分析によると、有業母親の子どもには不登校行動が逆に少ない。

本研究(推定)でも、無職母親に比べ、有業(正社員、非正社員ともに)母親の子どもが不登校になる確率は低いことが分かった。具体的には、無職の母親に比べ、正社員の母親の子供は不登校になる確率は6.3%ポイント~57.6%ポイント低い。非正社員の母親の子供は不登校になる確率は4.2%ポイント~46.1%ポイント低い。

また、ふたり親世帯の場合、母親のこれまでの職業キャリアのタイプも子どもの不登校行動に影響を与えている。一つの会社で働き続けてきた「一社継続型」に比べ、退職して現在無職中(今後働く予定あり)の「就業中断型」の方は子どもの不登校確率が低い。具体的には、前者より後者の不登校確率は1.7%ポイント低い。

有業母親の子どもが不登校になる可能性は低い
「一社継続型」に比べ、「就業中断型」の方は子どもの不登校確率が低い

表 4-1 母親の就業状況が子どもの不登校確率に与える影響

	全体 限界効果	ふたり親世帯に限定 限界効果	母子世帯に限定 限界効果
(推定1) 母親の就業状況 = 現在の就業形態			
比較対象：非就業者			
正規雇用者	-0.0643 **	-0.0628 **	-0.5764 ***
非正規雇用者	-0.0571 **	-0.0419 *	-0.4608 *
自営業者	0.0128	0.0115	-9.18E-01
母子世帯	0.0512 **		
サンプルサイズ	860	956	384
対数尤度	-99.8787	-84.9479	-104.9682
(推定) 母親の就業状況 = これまでの職業キャリアのタイプ			
比較対象：一社継続型			
転職継続型	-0.0106 *	-0.0104 *	-0.0685
退職復帰型	-0.0076	-0.0092	0.0151
就業中断型	-0.0175 ***	-0.0165 **	-0.0523
完全退職型・その他	-0.0036	-0.0040	0.0685
母子世帯	0.0141		
サンプルサイズ	989	991	428
対数尤度	-111.6336	-97.3715	-121.9063

注：(1)*、**、***はそれぞれ有意水準10%、5%、1%を示す。

(2) 就業状況以外の説明変数に関する推定結果が省略されている。

(2)母親が就業すると、子どもの学習成績が悪くなるのか。

母親の就業状況と子どもの学習成績との関連性も気になるテーマの一つである。「子育て世帯全国調査」では、子どもが学校での「学習成績」について、それぞれの母親に5段階で自己評価してもらった。

その結果（推定）いずれの世帯類型においても、母親の就業形態は、子どもの学習成績に有意な影響を与えていないことが分かった。

また、母親のこれまでの職業キャリアタイプが子どもの学習成績に与える影響は、母子世帯がふたり親世帯より大きいことも分かった（推定）。ふたり親世帯の場合、母親の職業キャリアのタイプは子どもの学習成績に影響を与えていない。一方、母子世帯の場合、母親のキャリアタイプが「一社継続型」に比べ、「退職復帰型」と「就業中断型」の方で子どもの学習成績が相対的に良い傾向にある。

子どもの学習成績が母親の就業形態に影響されない
母子世帯の場合、「退職復帰型」と「就業中断型」の方は学習成績が良い

表 4-2 母親の就業状況が子どもの学習成績に与える影響

	全体 推定係数	ふたり親世帯に限定 推定係数	母子世帯に限定 推定係数
(推定1)母親の就業状況 = 現在の就業形態			
比較対象：非就業者			
正規雇用者	-0.0212	0.0055	1.3648
非正規雇用者	0.3199	0.1636	-2.9724 *
自営業者	1.2946	1.1959	-2.4347
母子世帯	-0.1063		
サンプルサイズ	1539	1427	698
対数尤度	-2019.2169	-1849.7636	-958.8346
(推定)母親の就業状況 = これまでの職業キャリアのタイプ			
比較対象：一社継続型			
転職継続型	-0.0143	-0.0251	0.5244
退職復帰型	-0.0069	0.0085	0.5834 *
就業中断型	-0.0783	-0.0940	0.6119 **
完全退職型・その他	0.0176	0.0144	0.1387
母子世帯	-0.2933		
サンプルサイズ	1570	1451	747
対数尤度	-2070.2272	-1887.2312	-1035.6435

注：(1)*、**、***はそれぞれ有意水準10%、5%、1%を示す。

(2)就業状況以外の説明変数に関する推定結果が省略されている。

5 母親の就業と児童虐待（第5章 周論文）

(1)働く母親が増えると、児童虐待が増えるのか。

米国の州別データを用いた Paxson and Waldfogel(2002)の分析では、有業母親を持つ子どもの割合が0.05ポイント上昇すると、児童虐待の報告件数が8%上昇すると推定されている。一方、日本の都道府県別データを用いた本稿の推定では、児童虐待相談率の変化が、母親の就業率と連動していないことがわかった。

では、世帯別データを用いた分析結果はどうであろうか。母親が「自分の子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」（身体的暴力）または「育児放棄になった時期がある」（育児放棄）と回答した場合に、「児童虐待が起きていた」として、母親の就業状況と児童虐待の発生確率を調べてみた。

現在「正社員」の母親は、「身体的暴力」や「育児放棄」いずれについても、児童虐待を行ったことがある割合が低くなっている。シングルマザーに限ってみれば、「無業」の状態では、育児放棄の発生割合が5.4%で最も高く、パート等「正社員以外」の就業状態では、身体的暴力の発生割合が11.0%で最も高い。

最終学校を卒業してから現在までの就業コースを、おおむね働き続けてきた「就業継続型」、一旦退職したものの再就職して働き続けている「退職復帰型」および「退職型・その他」の3類型に分けてみた場合、「退職復帰型」と回答した母親は、「身体的暴力」と「育児放棄」を行う割合がいずれも高くなっている。

児童虐待相談率の変化が、母親の就業率と連動していない
無業シングルマザーの5.4%が育児放棄をしたことがある

表 5-1 母親の就業状況と児童虐待の発生割合

		既婚マザー(N=1,356)		シングルマザー(N=699)	
		身体的暴力	育児放棄	身体的暴力	育児放棄
全体		6.0%	1.5%	9.4%	4.3%
就業形態	無業	6.3%	1.3%	5.4%	5.4%
	正社員	4.6%	0.8%	9.0%	3.4%
	正社員以外	6.4%	2.0%	11.0%	4.5%
過去3年間の就業状態	期間通して就業	5.9%	1.3%	9.5%	3.4%
	一時期のみ就業	6.9%	3.2%	11.4%	8.0%
	全く就業しなかった	5.9%	1.1%	5.9%	7.8%
これまでの就業コース	継続就業型	3.9%	1.5%	7.9%	3.1%
	退職復帰型	7.7%	2.1%	10.9%	4.0%
	引退型・その他	7.0%	0.9%	7.2%	8.2%

(2)母親の就業有無以外に児童虐待の発生を引き起こす要因とは何か。

本稿の推定結果では、母親の現在および過去3年間の就業状態と、児童虐待の発生確率との間に統計的に有意な関係が見られなかった。つまり、専業主婦と働く主婦では、児童虐待リスクに差は見られなかった。

ただし、母親が学校卒業してから現在までの就業コースは、「身体的暴力」の発生確率に有意な影響を与えている。これまでおおむね働き続けてきた「就業継続型」母親に比べて、一旦退職した後再就職した「退職復帰型」母親の方が、子どもに「身体的暴力」を加える確率が5.0%ポイントほど高くなっている。再就職に伴う生活リズムの変化、心身的緊張と疲労が児童虐待リスクを高めていると考えられる。

母親の就業コース以外に、児童虐待リスクを高める因子が他にもある。未成年期に被虐待経験のある人、子どもに対するしつけの厳しい人、病気の子どもを抱えている人ほど、「身体的暴力」を行うリスクが高い。一方、うつ傾向のある人、未成年期に被虐待経験のある人、子どもに対するしつけの厳しい人ほど、「育児放棄」を経験する確率が高い。

現在の就業状態よりもこれまでの就業コースが影響している
過去の被虐待経験とうつ傾向の有無、しつけの傾向が重要な予測材料となる

表5-2 児童虐待を引き起こす諸要因の限界効果 (Probit モデル)

	身体的暴力		育児放棄	
現在の就業状態(「無業」と比較)				
正社員として就業	-0.0204		-0.0090	
正社員以外の就業	-0.0274		-0.0036	
過去3年間の就業状態(「期間通して就業」と比較)				
一時期のみ就業	0.0101		0.0065	
全く就業しなかった	-0.0098		-0.0051	
母親の就業コース(「就業継続型」と比較)				
退職復帰型	0.0504	**	0.0083	
引退型・その他	0.0143		-0.0029	
その他の要因				
母親にうつ傾向あり	0.0306		0.0217	**
母親に未成年期の被虐待経験あり	0.0899	***	0.0303	***
母親の未成年期に両親が離婚	0.0191		-0.0039	
子どもに対するしつけ(「厳しい」と比較)				
甘い	-0.0470	***	-0.0180	***
どちらとも言えない	-0.0411	**	-0.0188	***
病気の子どもがいる	0.0371	**	0.0082	
サンプルサイズ	1,424		1,424	

注：(1)母子世帯とふたり親世帯における標本抽出確率の違いを考慮した推定結果である。

(2)*P値<0.1、**P値<0.05、***P値<0.01。一部の説明変数に関する推定結果が省略されている。

6 若年母親とその後の子育て（第6章 阿部論文）

(1)10代で子どもを出産した若年母親は今どのような状況下にいるのか。

若年母親の現在の生活状況を見てみよう。相対的剥奪（Relative deprivation）を表す7つの項目（食料、衣料、果物、子どもの習い事、子どもの学習塾、家族旅行、外食）について、それらが負担できないとする割合は、「外食（月に1回程度のファミリーレストランでの外食）」以外、すべての項目で若年母親の方が、非若年母親に比べて高くなっている。また、これらの値は、母子世帯に比べても、若干高い。

所得ベースの貧困率については、所得や税金額の欠損値が多く、サンプル数が少なくなることに加え、世帯人数で調整する必要があり、さらに、貧困基準（貧困線）をどこに置くかという問題が生じるので、暫定的な数値を記述している。ここでは、可処分所得（世帯の税込収入の総額から、税金（所得税、住民税）社会保険料を差し引いた額）を世帯人数の平方根で除し、それを「平成22年国民生活基礎調査（厚生労働省、2011）」で公表された2009年の相対的貧困基準（125万円）と比較し、それに満たない場合を貧困と判定した。その結果、非若年世帯の貧困率は28.4%、若年母親の貧困率は47.6%であり、母子世帯のそれ（52.7%）よりも低いものの、差があることがわかった。

若年母親は、そのほか、貯蓄状況や主観的生活感（暮らし向き）においても、母子世帯の母親よりも高い比率で悪い状況にある。

若年母親の貧困率は47.6%で、非若年母親より20ポイントも高い
若年母親の相対的剥奪度が非若年母親より顕著に高い

表6-1 若年母親と非若年母親の比較：生活状況

	非若年母親	若年母親	現在母子
生活困難(物質的剥奪)			
食料困窮が「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」	24.2%	48.5% ***	38.8% ***
衣料困窮が「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」	31.6%	48.5% ***	46.1% ***
毎日の新鮮な果物が「負担できない」「負担するのは厳しい」	24.2%	40.4% ***	35.3% ***
子どもの習い事が「負担できない」「負担するのは厳しい」	37.9%	59.6% ***	57.1% ***
子どもの学習塾が「負担できない」「負担するのは厳しい」	58.9%	77.8% ***	74.7% ***
年1回の家族旅行が「負担できない」「負担するのは厳しい」	52.6%	69.7% ***	67.0% ***
月1回の外食が「負担できない」「負担するのは厳しい」	18.9%	23.2% X	26.5% ***
所得ベースの貧困率			
収入ベース	18.1%	30.9% ***	42.4% ***
可処分所得ベース	28.4%	47.6% ***	52.7% ***
貯蓄			
貯蓄が「していない」「生活費に回している」	21.6%	36.4% ***	15.7% ***
暮らし向き			
「大変苦しい」	17.2%	32.3% ***	27.5% ***

非若年母親、若年母親(または母子世帯、非母子世帯)の二乗分析において、*** 1%有意、**5%有意、*10%有意、X有意でない

(2)若年母親の子どもにハンディはあるのか。

若年出産は、低学歴となるリスク、無配偶となるリスクにそれぞれ大きい影響を与え、それらが低所得となるリスクを高め、この三つの要素（低学歴、無配偶、低所得）による複合的な要因が子どものウェル・ビーイングを悪化させていることがわかった。

若年母親の子どもが学業不振、不健康、不登校に陥るリスクが高い
 若年出産は低学歴、無配偶と貧困リスクを高め、子どもにハンディをもたらす

表 6-2 子どものハンディを決める諸要因の影響 (mvprobit モデル)

子どものウェル・ビーイング =	MODEL 1 学業不振			MODEL 2 不健康			MODEL 3 不登校		
	n= 1763			n= 2954			n= 2259		
	Coef.	Std.Err.		Coef.	Std.Err.		Coef.	Std.Err.	
若年出産									
成人までに親が離婚	0.784	0.131	***	0.646	0.097	***	0.710	0.113	***
成人までに親が生保	-0.383	0.389	x	-0.402	0.300	x	-0.473	0.354	x
成人までに父親死亡	0.169	0.375	x	0.111	0.300	x	0.041	0.348	x
成人までに母親死亡	-0.316	0.302	x	-0.106	0.191	x	-0.156	0.226	x
成人までに虐待経験	0.586	0.182	***	0.247	0.151	x	0.563	0.156	***
切片	-1.891	0.066	***	-1.771	0.047	***	-1.820	0.055	***
低学歴 (中卒)									
若年出産	1.753	0.396	***	1.588	0.246	***	1.599	0.310	***
成人までに親が離婚	0.729	0.151	***	0.743	0.104	***	0.655	0.126	***
成人までに親が生保	-0.022	0.383	x	0.027	0.259	x	0.126	0.285	x
成人までに父親死亡	0.491	0.353	x	0.364	0.288	x	0.528	0.300	*
成人までに母親死亡	-0.459	0.392	x	0.157	0.184	x	0.095	0.218	x
成人までに虐待経験	0.453	0.206	**	0.189	0.163	x	0.456	0.171	***
切片	-2.125	0.079	***	-2.045	0.058	***	-2.082	0.068	***
無配偶									
若年出産	0.213	0.246	x	0.972	0.178	***	0.738	0.211	***
低学歴	0.092	0.230	x	0.048	0.167	x	0.025	0.189	x
母親現年齢	-0.017	0.006	***	0.012	0.004	***	-0.009	0.005	*
成人までに親が離婚	0.427	0.103	***	0.258	0.077	***	0.240	0.088	***
成人までに親が生保	-0.293	0.222	x	-0.157	0.172	x	-0.106	0.188	x
成人までに父親死亡	0.082	0.226	x	0.116	0.183	x	0.131	0.198	x
成人までに母親死亡	0.176	0.140	x	0.189	0.109	*	0.135	0.122	x
成人までに虐待経験	0.427	0.145	***	0.520	0.107	***	0.396	0.122	***
切片	0.164	0.258	x	-1.113	0.161	***	-0.126	0.214	x
低所得 (貧困)									
若年出産	0.066	0.284	x	-0.051	0.236	x	-0.004	0.243	x
低学歴	0.741	0.250	***	0.521	0.193	***	0.661	0.213	***
無配偶	1.309	0.251	***	1.158	0.179	***	1.406	0.195	***
年齢	-0.015	0.008	*	-0.012	0.005	**	-0.018	0.006	***
切片	-0.901	0.348	***	-0.985	0.196	***	-0.835	0.277	***
子どものウェル・ビーイング									
若年出産	0.005	0.291	x	-0.498	0.239	**	0.240	0.322	x
低学歴	0.644	0.266	**	0.377	0.206	*	0.402	0.307	x
無配偶	0.324	0.237	x	0.430	0.185	**	-0.150	0.306	x
低所得	0.196	0.210	x	0.652	0.177	***	0.469	0.259	*
子どもの性別	0.275	0.078	***	0.215	0.069	***	-0.010	0.099	x
子どもの年齢	0.037	0.012	***	-0.003	0.006	x	0.019	0.011	*
切片	-1.917	0.183	***	-1.761	0.088	***	-2.132	0.253	***

7 シングルマザーと貧困問題（第7章 大石論文）

(1) シングルマザーと既婚マザーの賃金格差がなぜ生まれたのか。

50歳未満の正社員母親を対象に賃金関数を推定したところ、学歴や年齢等の条件が同じでも、シングルマザーは既婚マザーより賃金が27%低いことが分かった。このような賃金格差がなぜ生まれたのか。そこで、本稿は男女間賃金格差の要因分解でしばしば用いられるBlinder-Oaxaca分解を行い、正社員として働くシングルマザーと既婚マザーの間に賃金格差をもたらしている要因を探った。

要因分解（タイプ2）の結果、格差のうち各種属性の差（平均値の差＝説明される格差）が占める部分は23.7%である。そのうち14.9%が学歴水準の違いに由来する格差である。また、有意水準は低いだが、4.5%は企業規模の違いに由来している。格差の7割以上が説明されない格差となり、その大部分はスキルに関する係数の差から生じている。

まとめると、正社員であってもシングルマザーの賃金は既婚マザーの賃金より低い。その低賃金は、シングルマザーの平均的な学歴の低さだけでなく、学歴やスキルなどの人的資本に対する評価が既婚マザーと比較して低いことによってもたらされている。

シングルマザーの正社員は既婚マザーの正社員より賃金が27%も低い
その賃金格差の14.9%は平均学歴の違いに由来している

表7-1 シングルマザーと既婚マザーの賃金格差の要因分解（正社員）

		標準誤差	寄与 (%)
対数賃金：二親世帯 (Wa)	7.359 ***	0.043	
対数賃金：母子世帯 (Wb)	6.992 ***	0.060	
差 (Wa-Wb)	0.368 ***	0.073	
差（セレクション修正後）	0.442 ***	0.115	100.0
説明される格差	0.105 ***	0.034	23.7
年齢	-0.006	0.012	-1.3
学歴	0.066 **	0.026	14.9
企業規模	0.020 *	0.011	4.5
スキル	0.025	0.016	5.7
説明されない格差	0.337 ***	0.113	76.3
年齢	0.019	0.111	4.3
学歴	0.248	0.204	56.0
企業規模	0.010	0.027	2.2
スキル	0.365 *	0.199	82.4
定数項	-0.304	0.342	-68.7

注：正の符号は格差拡大要因、負は格差縮小要因であることを示す。

(2) 仮に養育費が100%徴収できたら母子世帯の貧困から脱出できるのか。

先進諸国では、養育費受給率が高い国ほど、母子世帯の貧困率が低い傾向にある。養育費の受給率が2割しかない日本では、養育費の徴収強化が母子世帯の貧困解消策として今大きく期待されている。そこで本稿は、調査から得られる489離別母子世帯の就労収入、家族構成の情報をもとに、米国ウィスコンシン州型の養育費ガイドラインが導入された場合の貧困削減効果を計測してみた。

現状での離別母子世帯の所得分布を「ベース・ケース」、ウィスコンシン州の養育費徴収ガイドラインのもとで、養育費受給率が100%になった場合の所得分布を「養育費」と呼ぶこととする。

養育費の完全徴収によって母子世帯全体での貧困率は14.5%ポイント低下する見込みである。母親の学歴別では高卒や大学・大学院卒の場合に低下幅が大きい一方、中卒の場合は2.5%ポイントの低下にとどまる。母親が中卒の場合、離別した夫の年収も低いことが影響しているとみられる。末子の状況による差はほとんどみられない。母親の年齢別では、35歳未満では貧困率の低下幅が小さい。この意味で公的支援の継続は不可欠である。

養育費の完全徴収は、母子世帯の貧困率を14.5ポイント低下させる
中卒や若年母親の場合は養育費の貧困削減効果は限定的

表7-2 母親の属性別にみた養育費受給の貧困削減効果

	(%)		
	ベース・ケース	養育費	変化
母の学歴			
中学	69.2	66.7	-2.5
高校	65.2	47.6	-17.6
高専・短大	50.3	38.6	-11.7
大学・大学院	36.4	21.2	-15.2
末子の状況			
未就学の末子なし	56.2	41.5	-14.7
未就学の末子あり	68.5	54.6	-13.9
母の年齢			
20-24歳	100.0	100.0	0.0
25-29歳	78.6	75.0	-3.6
30-34歳	69.4	61.1	-8.3
35-39歳	60.3	45.2	-15.1
40-44歳	52.9	34.3	-18.6
45-49歳	53.3	37.3	-16.0
全体	58.9	44.4	-14.5

注：学歴が「その他・不詳」については記載を省略、ただし全体には含む。

8 シングルマザーの就業とディストレス（第8章 坂口論文）

(1) シングルマザーにはディストレスを抱える人が多いというのは、本当なのか。

日々の不安感や抑うつ状態などのネガティブな心理状態のことを総称し、ディストレス(distress)と呼ぶ。シングルマザーは、夫がいない状況下で子育てしながらも、その多くが困難な社会経済状況下にあるとされる。そのため、母子世帯の母親（シングルマザー）のディストレスは、ふたり親世帯の母親に比べて高いことが予想される。

実際、抑うつ傾向のある（CES-D7 項目の得点 10 点）者の割合は母子世帯では 21.3% である。一般世帯の 7.2% に対して 14 ポイントも高い値を示している。ディストレス水準（合計点）をみても母子世帯の平均点 5.83 点は、一般世帯の 3.46 点に対しても 2 ポイント以上高くなっている。

一方、シングルマザーと同じく夫がいない状況下で子育てしている単身赴任世帯の場合、母親のディストレス水準(3.92)は一般世帯よりやや高いが、両者の格差がわずかである。

ディストレス水準に影響を与えそうな相関属性でみると、母子世帯の家計困窮度が単身赴任世帯や一般世帯よりはるかに高いことが分かる。労働時間面で仕事と家庭の調和が比較的難しいとされる正社員や長時間パートとして働くシングルマザーの割合が高いことも影響している可能性もある。

シングルマザーの抑うつリスクは、一般世帯の母親の約 3 倍
夫がいない状況下での子育ては原因ではない可能性が高い

表 8-1 ディストレス水準と相関属性：母子世帯 vs. 単身赴任世帯 vs. 一般世帯

	ふたり親世帯		母子世帯 (N=699)
	一般世帯 (N=1,285)	単身赴任世帯 (N=71)	
ディストレス水準（CES-D7項目の合計点）	3.46	3.92	5.83
抑うつ傾向の割合	7.2%	9.1%	21.3%
平均年齢（歳）	39.4	41.7	39.4
子ども数（人）	2.10	1.94	1.82
子どもに重病あり	1.2%	0.0%	2.2%
家計の困窮度（0～6点）	0.66	0.45	1.38
就業形態			
正社員・正規職員	16.9%	31.0%	33.5%
派遣・嘱託・契約社員	5.4%	7.0%	11.0%
パート・アルバイト（短時間）	25.5%	16.9%	17.3%
パート・アルバイト（長時間）	4.7%	0.0%	16.3%
自営業、その他	8.9%	1.4%	5.9%
求職中	6.0%	12.7%	8.7%
無職	32.5%	31.0%	7.3%

(2) シングルマザーのディストレス水準はなぜ高いのか。

母親のディストレス水準を決める諸要因の効果を調べたところ、夫がいないこと自体が母親のディストレスを著しく高めているとはいえないことが分かった。夫が一時的不在の状態である単身赴任世帯は、母子世帯と同じようなディストレスの高さを示しているわけではないからである。

母親のディストレスと強い結びつきがあるのは、家計の困窮度、(元)配偶者から暴力を受けた経験、子どもの健康状態という項目である。母子世帯という環境下での生活は、脆弱な均衡の上で成り立っており、何かの悪条件が重なったときに母親のディストレスが高まりやすいと考えられる。

また、正社員と無職のシングルマザーは相対的に高いディストレス水準を示している(推定1)。ただし、抑うつ傾向になる確率も、正社員と無職シングルマザーが他の就業形態の母親より高いわけではない(推定2)。二つの結果を合わせて考えると、正社員と無職のシングルマザーでは、心の不調を何かしら感じている人(CES-D項目に1つでも該当する人)が多い傾向にあるものの、抑うつに達するほど著しい不調を感じている者がとくに多いわけではないことが分かる。

家計の困窮度、(元)夫からのDV経験、子どもの健康問題は重要な決定要因
父親の不在、母親の就業状態の影響は限定的である

表 8-2 ディストレス水準を決める諸要因の影響

	推定1: Y=ディストレス水準 (Truncated Normalモデル)			推定2: Y=抑うつ傾向の有無 (Probitモデル)		
	中央値		Gelman-Rubin	中央値		Gelman-Rubin
定数項	-18.36		1.03	1.60		10.24
年齢	-0.59		1.00	0.01		1.02
配偶者からの暴力	46.72	**	1.00	0.24	**	1.02
子どもの健康	36.97		1.00	0.76	**	1.00
子ども数	6.16		1.04	0.04		1.00
家計の困窮度	28.58	**	1.04	0.18	**	1.00
非金銭的援助者なし	26.68	**	1.01	0.05		1.07
母子世帯						
正社員・正規職員	29.47	*	1.02	-3.22		10.58
派遣・契約・嘱託	3.17		1.01	-3.30		10.25
短時間パート・アルバイト	19.82		1.01	-3.00		10.51
長時間パート・アルバイト	7.90		1.01	-3.29		10.47
自営・その他	18.56		1.02	-3.12		10.50
求職中	10.01		1.00	-3.03		10.54
無職	58.45	**	1.01	-2.77		10.71

注：(1) **、* はそれぞれ 95%、90%信用区間で 0 を含まない。

(2) Gelman-Rubin は収束診断の指標。通常、1.1 以下だと収束していると判断する。

(3) 一部の説明変数の推定値が省略されている。

9 シングルマザーと親子間の触れ合い（第9章 Raymo 論文）

(1) シングルマザーは子どもとあまり触れ合えていないのか。

米国では母親の年齢、学歴、子どもの数や年齢など親子間の触れ合い時間に影響を与えそうな属性を一定としても、ひとり親はふたり親より子どもと関わる時間が短く、子どもの監督がより効果的ではないとの実証結果がある。親子で一緒に時間を過ごしたり、食事をしたりすることは、子どもの成績や素行にプラスの影響を与えることも示唆されている。では、日本においてひとり親であるということがどの程度子どもと共に過ごす時間と関連があるのか。

表 9-1 をみると、ふたり親世帯に比べて母子世帯の母親は、子どもと過ごす平均時間数やともに夕食する回数が少ないことが分かる。いずれの項目でも、これらの差は約 1 ポイント(1 時間または 1 日)で、統計的に有意である。

そもそも、なぜシングルマザーは子どもとの触れ合いが少ないのか。米国では、シングルマザーは労働時間が相対的に長い、ストレスレベルが比較的高い、経済基盤が限られていること等が、その原因と指摘する先行研究が多い。表 9-1 の結果もこうした先行研究の結果と一致して、既婚の母親と比べ、シングルマザーは労働時間が長く、低所得世帯の割合は高く、ワーク・ライフ・コンフリクトやうつ傾向の度合いが高いことが分かる。

シングルマザーは子どもと過ごす時間が 1 時間短く、夕食の回数も 1 回分少ない
平均労働時間が長く、低所得世帯が多く、WLC の度合いが高いことが原因の可能性

表 9-1 世帯類型別の比較

変数名	母子世帯		ふたり親世帯	
	平均値/割合	標準偏差	平均値/割合	標準偏差
ふだん子どもと一緒に過ごす時間数（日あたり）	4.45	2.01	5.53	1.81
子どもと夕食をともにする回数（週あたり）	5.43	2.28	6.46	1.44
1 日あたり仕事と通勤時間数	7.55		4.24	
ワーク・ライフ・コンフリクト（0-15点）	6.16	4.21	3.61	4.02
うつ傾向：CES-D得点（0-21点）	5.76	5.07	3.44	3.61
等価世帯所得(単位：百万円)	1.63		3.11	
親と同居割合	38.0%		25.0%	
N	560		1,164	
総標本に占める割合	32.0%		68.0%	

(2)三世代同居で親子間の触れ合いが増えるのか。

米国では、祖父母との三世代同居は、シングルマザーとその子どもいずれの well-being を高めていると報告されている。同居家族のサポートが、母子世帯が直面する経済的、時間的そして心理的な困難を弱める効果があるからである。三世代同居は、同時に親子間の触れ合いの度合いを高めることも期待されている。

では日本でも、三世代同居やそれに伴う家族内のサポートが、母子世帯の親子間の触れ合いの減少を食い止める効果があるのだろうか。分析の結果、親と同居すると、母子世帯の親子間の触れ合いが増えるどころか、逆に減少していることが分かった。同条件の非同居母子世帯と比較して、三世代同居のシングルマザーは、子どもと過ごす時間が 0.70 時間短く、夕食をともにする回数が 0.61 回少ない。

これらの分析結果における直接的な解釈は、日本のような「家族の絆の強い」社会では、母子世帯に見られる親子間の触れ合い頻度の低さは、三世代同居によっても、あまり改善されないということである。このような意外な結果がもたらす理由として、二つの仮説が考えられる。一つ目は、同居祖父母が、孫と共に過ごしたり、食事を共にしたりすることにより、母親代わりの役割を果たしているため、親子間の触れ合いが減少したという仮説である。もう一つは、親子間の触れ合いよりも個人の時間や仕事を優先するシングルマザーは、三世代同居を選びやすいという仮説である。なお、こうした仮説の検証は今後の課題としたい。

親と同居すると、母子世帯の親子間の触れ合いがむしろ減少
三世代同居の場合、子どもと過ごす時間が 0.70 時間短い（他の条件一定）

表 9-2 親子間の触れ合いを決める諸要因の影響（OLS モデル）

説明変数	推定1：子どもと過ごす時間			推定2：夕食の回数		
	係数		t 値	係数		t 値
母子世帯	-0.10		-0.70	-0.56	***	-3.54
親と同居	-0.16		-1.55	-0.09		-0.92
母子世帯 × 親と同居	-0.54	***	-2.79	-0.52	**	-2.35
1日あたり仕事と通勤時間数 ^c						
ゼロ	0.79	***	4.13	0.38	*	2.06
第1四分位	0.74	***	4.49	0.35	**	2.26
第2四分位	-0.02		-0.12	0.35	*	2.06
第4四分位	-0.09		-0.44	0.04		0.22
ワーク・ライフ・コンフリクト（0-15点）	-0.11	***	-5.95	-0.04	**	-2.24
うつ傾向：CES-D得点（0-21点）	-0.01		-0.95	-0.03	**	-2.36
等価世帯所得 ^d						
第2三分位	-0.08		-0.66	0.13		1.19
第3三分位	-0.11		-0.87	-0.13		-1.05
不明	0.01		0.05	-0.05		-0.36

注：(1)説明変数をもっとも完全であるモデル4の推定結果である。

(2)一部の説明変数に関する推定結果が省略。